



小値賀町公告第15号
8 値 総 工 第 2 3 号

掲示期間 R8.6.12~R8.6.26

防災行政無線システム更新事業について、公募型プロポーザルを行うので公告します。

令和8年6月12日

小値賀町長 西村 久之



防災行政無線システム更新事業プロポーザル募集要領

1. 事業の概要

(1)事業名

防災行政無線システム更新事業

(2)履行場所

小値賀町一円

(3)事業内容

別添の防災行政無線システム更新事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に基づき防災情報通信システムの整備を行う

(4)履行期間

契約日 から 令和10年1月31日 まで

2. 参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 小値賀町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に規定する入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 提案書等の提出日において、国税、地方税の滞納がないこと。
- (4) 調達を予定している製造メーカーが公告日以前から、国および地方自治体工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けておらず、指名停止期間でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (7) 小値賀町暴力団排除条例を遵守し、発注者の契約等から排除する措置の対象となる者でないこと。
- (8) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (9) 建設業法第 15 条の電気通信工事について、特定建設業の許可を得ており令和 8 年 6 月 9 日を審査基準日とする法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営審査を受けており、当該総合評定値が 1, 0 0 0 点以上であり総合評定値通知書（写）が提出できること。
- (10) 建設業法第 26 条の主任技術者（電気通信工事）の資格を有する専任者を配置できるものであること。なお、当該配置する技術者は、本資格確認申請のあった日において、3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- (11) 過去 10 年以内（平成 2 8 年度～令和 7 年度）に日本国内において、同種同規模工事の元請完工実績を有していること。（工事が完成したもので、かつ財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「CORINS」という）に登録されているものに限る。）
- (12) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 24 条の 2 第 1 項による点検事業者（登録点検事業者の資格を有するもの）の登録を受けていること。
- (13) 九州内に建設業法第 3 条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。
- (14) デジタル防災行政無線（同報系）の機器製造者又は同製造業者から機器供給証明書（又は類似証明書）を受領しているものであること。なお、参加にあたり、同一の機器製造業者又は同製造業者の関係する 1 社のみ参加とし複数社の参加は認めない。

3. 参加申込及び受付

別添『防災行政無線システム更新事業 公募型プロポーザル実施要領』中、「4. プロポーザルの日程」及び「7. 手続等」のとおり。

4. プロポーザル方式等の実施概要、提案時期、実施要領の入手方法及び場所

別添『防災行政無線システム更新事業 公募型プロポーザル実施要領』のとおり。

5. 提出書類

別添『防災行政無線システム更新事業 公募型プロポーザル実施要領』中、「7. 手続等」及び「8. 提案書等の提出」のとおり。

6. 担当者・問合せ先

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2 3 7 6 番地 1

小値賀町総務課 総務防災係 近藤智之

TEL (0959)-56-3111 Fax (0959)-56-4185

MAIL : bousai@town.ojika.lg.jp